

## 羽咋市復興アドバイザーボード会議設置要綱

### (設置)

第1条 羽咋市復興計画を策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、羽咋市復興アドバイザーボード会議（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 アドバイザーボードの任務は、令和6年能登半島地震からの復興に向けて専門的見地から市長に意見等を述べる。

### (委員)

第3条 アドバイザーボードの委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から羽咋市復興計画策定が完了する日までとする。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

### (庶務)

第5条 アドバイザーボードの庶務は、まちづくり課災害復興推進室において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーボード運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和6年5月21日から施行する。